

# 大規模浄化槽施設用地認定要綱

平成20年12月26日制定

## (趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法第29条の規定による開発行為に基づいて設置された浄化槽施設用地及び集落排水施設用地（以下「浄化槽施設用地」という）に係る固定資産税及び都市計画税の減免について必要な事項を定めるものとする。

## (減免の対象となる固定資産の要件)

第2条 対象となる固定資産は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の開発行為に基づいて設置された住宅団地内の浄化槽施設用地、または、地域住民の用に供する集落排水施設用地
- (2) 建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算出方法により算定した処理対象人員が201人以上の浄化槽施設用地
- (3) 利用が区分されており、固定資産評価上における独立した画地であること
- (4) 繙続的に利用され、他の目的には供されていないこと
- (5) 登記簿上での分筆がされていること、またはその敷地の用に供する部分の地積図等があること
- (6) 営利目的ではないこと

## (申請)

第3条 大規模浄化槽施設用地として認定を受けようとするものは、大規模浄化槽施設用地認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

## (認定通知)

第4条 市長は、前条に定める申請があった場合において、内容を審査した結果適當と認めるときは、大規模浄化槽施設用地認定通知書（様式第2号）を交付しなければならない。

## (認定の解除)

第5条 大規模浄化槽施設用地として認定を受けた土地について、第2条に定

める要件に該当しないことにより認定の解除を受けようとするときは、大規模浄化槽施設用地認定の解除申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

なお、認定後において利用の用途が認定要件に適合しなくなった場合は、認定を解除するものとする。

（認定及び解除の時期）

第6条 大規模浄化槽施設用地認定及び解除の時期は、第3条及び第5条の申請等があった次の賦課期日からとする。

（その他）

第7条 大規模浄化槽施設用地としての認定を受けている土地について、所有者の変更があり、第5条の届出がない場合は、大規模浄化槽施設用地認定申請があつたものとする。

（附 則）

この要綱は、平成20年12月26日から実施する。

（附 則）

この要綱は、平成31年5月1日から実施する。

（附 則）

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

様式第1号

大規模浄化槽施設用地認定申請書

年 月 日

(あて先) 防府市長

申請人住所  
氏名  
電話番号

下記の土地は、都市計画法第29条の開発行為に基づいた住宅団地内の大規模浄化槽施設用地、または、地域住民の用に供する大規模浄化槽施設用地としての利用に供しているので、大規模浄化槽施設用地として認定していただきたく申請いたします。

記

※

土地の所在地	地番	地目 (登記)	地積 m <sup>2</sup>	備考

(添付書類等)

- ※ 位置図、地籍図、または都市計画法第36条第1項に規定する検査済証及びその他関係図面。
- ※ 共有の場合は、所有者全員の申請が必要です。
- ※ 申請後、利用の用途が大規模浄化槽施設用地としての利用ではなくなった場合には認定の解除となります。

審査欄

様式第2号

防課第 号

年 月 日

様

防府市長

### 大規模浄化槽施設用地認定通知書

年 月 日付で申請のあった大規模浄化槽施設用地について、下記のとおり認定します。

記

#### 1 土地の表示

土地の所在地	地 番	地 目 (登記)	地 積 (m <sup>2</sup> )	備 考

#### 2 利用の用途

201人槽以上の大規模浄化槽施設用地

#### 3 認定

大規模浄化槽施設用地の認定は、固定資産税の評価上におけるものとします。

#### 4 認定の解除

大規模浄化槽施設用地としての認定を解除する場合は、「大規模浄化槽施設用地認定の解除申請書」(様式第3号)の提出が必要となります。

なお、利用の用途が大規模浄化槽施設用地でなくなった場合は認定を解除します。

様式第3号

大規模浄化槽施設用地認定の解除申請書

年 月 日

(あて先) 防府市長

申請人住所

氏名

電話番号

下記の土地については、大規模浄化槽施設用地として認定を受けていますが、解除していただきたく申請いたします。

記

※

土地の所在地	地番	地目 (登記)	地積 m <sup>2</sup>	備考
(解除の理由)				

※ 共有の場合は、所有者全員の申請が必要です。